

外国税額の控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表六(二) 平十三・四・一以後終了事業年度分

当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「26」)		1	円	区 分		国外所得対応分	①のうち非課税所得分		
						①	②		
当期の 外国 税 の 当 期 の 控 除 限 度 外 国 所 得 額 の 計 算	当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二) 「9」又は別表一(三)「4」)	2		国外の当期利益又は当期欠損の額	19	円	円		
	当期の 所得 金額	所得金額 (別表四「39の①」)	3		納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「10」)	20			
		繰越欠損金又は災害 損失金の当期控除額 (別表七「2の計」)	4		交際費の損金不算入額	21			
		計 (3) + (4)	5		貸倒引当金の戻入額等	22			
		国外所得の金額 (45)	6			23			
						24			
	当期 の 控 除 限 度 外 国 所 得 額 の 計 算	(5) × 90%	7			25			
		国外 所得 金額 の 限 度 額 の 計 算	(5) × $\frac{\text{国外使用人の数(人)}}{\text{使用人の総数(人)}}$	8			26		
			納付した控除対象 外国法人税額 (別表六(二の二)「10」- 「13」-「15」-「17」)	9			27		
		限度額がある 計算の特例の 場合	(5) - (9)	10			28		
			(5) - (10) × $\frac{(5) \times 10\%}{(9)}$	11			29		
			(7)、(8)又は(11)のうち多い 金額	12			30		
			(6)と(12)のうち少ない金額	13		小 計	31		
		国税の控除限度額 (2) × $\frac{(13)}{(5)}$ と(2)のうち少ない金額	14		技術等海外取引の所得の特別 控除額	32			
		当期に 控除 できる 金額 の 計 算	法第69条第1項により控除できる 金額 (1)と(14)のうち少ない金額	15		貸倒引当金の繰入額等	33		
			法第69条第2項により控除できる 金額 (別表六(三)「29の②」)	16			34		
			法第69条第3項により控除できる 金額 (別表六(三)「33の②」)	17			35		
			当期に控除できる金額 (15) + (16) + (17)	18			36		
					37				
					38				
					39				
					40				
					41				
				小 計	42				
				仮 計 (19) + (31) - (42)	43				
				非課税国外所得の控除額 (43の②) × $\frac{3}{4}$	44				
				国外所得の金額 (43) - (44)	45				

別表六（二）の記載の仕方

1 この明細書は、法第69条（外国税額の控除）及び措置法第66条の7（特定外国子会社等に係る外国法人税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合、控除対象外国法人税額を課されたことを証する書類その他規則第29条の3各号（外国税額控除を受けるための書類）に定める書類又は租税条約実施特例法施行省令第10条第1項（みなし外国税額の控除の申告手続）に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付してください。

2 「当期の国税の控除限度額の計算」のうち、「限度額の計算の特例の適用がある場合」の各欄は、令第142条の2（控除限度額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合（「納付した控除対象外国法人税額9」の金額が「計5」の金額の100分の50を超える場合）に記載します。

3 「当期の国外所得の金額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「国外の当期利益又は当期欠損の額19」には、法人が当期の所得金額のうち国外の利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。

なお、その計算の明細を記載した書類をこの表に添付してください。

(2) 「加算」及び「減算」の各欄には、「国外の当期利益又は当期欠損の額19」に記載された金額が令第142条第3項本文（国外所得の金額）に規定する国外所得の金額と異なる場合に、その調整をするため、別表四の記載に準じて記載します。

なお、ここにいる国外所得の金額とは、外国に源泉がある所得（以下「国外源泉所得」といいます。）を他の所得と区分して、その国外源泉所得に係る所得のみについて法人税を課するものとした場合の当期の所得金額をいいますが、その計算に当たっては、次の点に御注意ください。

イ 法第69条第7項（外国子会社から受ける配当等に係る外国法人税額の控除）に定める外国子会社から受ける配当は、その受ける日の属する事業年度の国外源泉所得に含め、また、同項の規定により納付する控除対象外国法人税額とみなされる金額は、令第148条第1項各号（外国子会社の配当等に係る外国法人税額の納付事業年度等）の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる事業年度における国外所得の金額の計算上、益金の額とします。

また、令第150条の2第2項（外国子会社に係る外国法人税額が減額された場合の損金算入）の規定により損金の額に算入する金額は、その事業年度における国外所得の金額の計算上も損金の額とします。

ロ 措置法第66条の6第1項（内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）の規定により益金の額に算入された金額（特定外国子会社等の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域が、その特定外国子会社等の所得に対して外国法人税を課さない国又は地域である場合は、益金の額に算入された金額の3分の1）及び措置法第66条の7第1項の規定により内国法人が納付する控除対象外国法人税額とみなされる金額は、その事業年度における国外所得の金額の計算上、益金の額とします。

ハ 措置法第66条の8第1項（特定外国子会社等に係る課税済配当等の額の計算）の規定により損金

の額に算入された金額（特定外国子会社等の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域が、その特定外国子会社等の所得に対して外国法人税を課さない国又は地域である場合で、タックス・ヘイブン税制の適用を受けて益金の額に算入された課税対象留保金額が同項の規定により損金の額に算入されたときは、損金の額に算入された金額の3分の1）並びに措置法令第39条の18第9項（特定外国子会社等に係る控除対象外国法人税額の損金算入）及び措置法令第39条の18第13項（特定外国子会社等に係る外国法人税額が減額された場合の損金算入）の規定により損金の額に算入する金額は、その事業年度における国外所得の金額の計算上も損金の額とします。

(3) 「①のうち非課税所得分 ②」の各欄は、令第142条第3項（控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。

4 資産の流動化に関する法律第2条第3項（定義）に規定する特定目的会社が措置法第67条の14第1項（特定目的会社に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前に設立された同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第2条第2項（定義）に規定する特定目的会社が措置法第67条の14第9項（旧特定目的会社に係る課税の特例）において準用する同条第1項の規定の適用を受ける場合にあっては、

「当期の法人税額
（別表一(一)「4」、別表一(二)「9」又は別表一(三)「4」）」の欄には、

令第142条第1項（措置法令第39条の32の2第8項（特定目的会社に係る課税の特例）（同条第10項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により読み替えて適用される場合に限り）に定める法人税の額を記載するものとし、

「繰越欠損金又は災害
損失金の当期控除額 4」の欄には、別表七の「2（別表七「2の計）」

の計」及び別表十(七)の「12」の合計額を記載します。この場合において、これらの額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

5 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項（定義）に規定する投資法人が措置法第67条の15第1項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合にあっては、

「当期の法人税額
（別表一(一)「4」、別表一(二)「9」又は別表一(三)「4」）」の欄には、

令第142条第1項（措置法令第39条の32の3第8項（投資法人に係る課税の特例）の規定により読み替えて適用される場合に限り）に定める法人税の額を記載するものとし、

「繰越欠損金又は災害
損失金の当期控除額 4」の欄には、別表七の「2（別表七「2の計）」

の計」及び別表十(七)の「35」の合計額を記載します。この場合において、これらの額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。